

大分県報

平成二十八年
号外 (三一)
三月三十一日

(木曜日)

目次

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部改正……………一
製菓衛生師法施行細則の一部改正……………一
大分県食品行商取締条例施行規則の一部改正……………一
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正……………一
食品衛生法施行細則の一部改正……………二
大分県理容師法施行細則等の一部改正……………二
牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則の一部改正……………六
大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正……………六
火薬類取締法施行細則の一部改正……………六

○規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十八号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「〔令〕とはクリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第百三十三号）を」を削る。

第七条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県食品行商取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十号

大分県食品行商取締条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食品行商取締条例施行規則（昭和四十八年大分県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の第一号(二)中「法第十四条第一項又は第十五条第一項」を「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十五条第一項又は第二十六条第一項」に、「第十二条の二第二項第三号」を「第十二条の二第二項第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十一号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年大分県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改める。

第八条中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第十二条中「第十四条」を「第三十二条」に改める。

第五号様式中「第12条第4項」を「第12条第6項」と、「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

第七号様式中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成十二年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第二号様式中「第48条第6項」を「第48条第8項」と、「第48条第4項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十三号

大分県理容師法施行細則等の一部を改正する規則

（大分県理容師法施行細則の一部改正）

第一条 大分県理容師法施行細則（平成十二年大分県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

理 容 所 開 設 届

年 月 日

大分県知事 殿

開設者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

| | | | | |
|---|---------------|----------|-----|----------|
| 理容所の名称 | | | | |
| 理容所の所在地 | | | | |
| 管 理 理 容 師 | 氏 名 | | | |
| | 住 所 | | | |
| | 免許(登録)番号 | | | |
| | 修了番号 | | | |
| 理容師の氏名及び免許証(免許証明書)番号並びにその他の従業者の氏名 | 氏 名 | 免許(登録)番号 | 氏 名 | 免許(登録)番号 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 開設予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| 同一の場所で現に美容所を開設している場合 | 美容所の名称 | | | |
| 同一の場所で美容所を開設するため届出をしている場合(同時に届出を行う場合を含む。) | 当該美容所の開設予定年月日 | 年 月 日 | | |

- 添付書類 1 理容師については、施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
 2 管理理容師については、法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類
 3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
 4 理容所の位置及び構造設備の概要を示す図面
 5 理容師免許証(免許証明書)の写し

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外（規則）

（大分県美容師法施行細則の一部改正）

第二条 大分県美容師法施行細則（平成十二年大分県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

美 容 所 開 設 届

年 月 日

大分県知事 殿

開設者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

| | | | | |
|---|---------------|----------|-----|----------|
| 美容所の名称 | | | | |
| 美容所の所在地 | | | | |
| 管 理 美 容 師 | 氏 名 | | | |
| | 住 所 | | | |
| | 免許(登録)番号 | | | |
| | 修了番号 | | | |
| 美容師の氏名及び免許証(免許証明書)番号並びにその他の従業者の氏名 | 氏 名 | 免許(登録)番号 | 氏 名 | 免許(登録)番号 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 開設予定年月日 | 年 月 日 | | | |
| 同一の場所で現に理容所を開設している場合 | 理容所の名称 | | | |
| 同一の場所で理容所を開設するため届出をしている場合(同時に届出を行う場合を含む。) | 当該理容所の開設予定年月日 | 年 月 日 | | |

- 添付書類 1 美容師については、施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
2 管理美容師については、法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類
3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
4 美容所の位置及び構造設備の概要を示す図面
5 美容師免許証(免許証明書)の写し

第二号様式中「第12条の3第1項」を「第12条の3第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の大分県理容師法施行細則第一号様式並びに改正前の大分県美容師法施行細則第一号様式及び第二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十四号

牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則の一部を改正する規則

牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則(平成十四年大分県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「申請する」を「提出する」に、「第二条第二項」を「第三条第二項」に改める。

別記様式中「~~第7条第2項~~」を「~~第7条第2項ただし書~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十五号

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則(平成十七年大分県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第三十二条の二」を「第三十一条第一項」に改める。

第二十四条中「第九条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

「(1) 衛生管理の不備による異常

(2) 健康上の被害が生じているもの

第一号様式の裏中
(3) 行政処分を受けた場合であつて、処分対象品と同様の
の違反が疑われるもの
(4) 健康増進法第32条の2の規定に違反するもの
(違反内容：)」

「(違反内容：)」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第五号及び第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十六号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則(昭和四十一年大分県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行令」という。」を削る。

第三条中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第五号様式を次のように改める。

~~第5号様式~~

附則

この規則は、公布の日から施行する。